

民間規格評価機関における適切な妥当性評価の 実施確認について

2025年7月24日

大臣官房産業保安・安全グループ 高圧ガス保安室

民間規格評価機関の実施状況

- 高圧ガス保安分野において、民間の規格策定機関における自律的な検討に基づいて技術的知見を迅速に技術基準等へ採用する仕組みとして、民間規格評価機関の確認を受けた保安検査の方法を特定認定高度保安実施者が用いることができる制度を令和5年12月に新たに設けた。
- 令和6年6月に経産省は本制度に基づく民間規格評価機関を承認し、**同機関は保安検査の方法に係る民間規格※1に係る審議、パブコメ等を経て、令和7年4月に承認・公表。**
- 経産省は、**同機関の評価委員会への立会い等**を通じ、**要件に従った適切な評価が実施されているか確認を実施**してきたところ、今般、**高圧ガス小委員会に対して報告**を行う。

※1: 特定認定高度保安実施者による保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)WES 9801:2024

民間規格評価機関における審議の経過

- 令和6年 8月8日 第1回設備技術規格評価委員会
- 令和6年 8月16日 第2回設備技術規格評価委員会
- 令和6年11月13日 第3回設備技術規格評価委員会 (書面審議(12月18日～25日)を含む)
- 令和6年12月18日 第1回プロセス評価委員会
- 令和6年12月26日～令和7年 1月24日 技術評価書案パブリックコメント
- 令和7年 3月4日 第2回プロセス評価委員会 (書面審議(3月26日～4月2日)を含む)
- **令和7年 4月2日 「特定認定高度保安実施者による保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)WES 9801:2024」 承認・公表**
- 令和7年 4月3日 第1回外部評価委員会 (書面審議(4月21日～30日)を含む)

国による民間規格評価機関の評価の実施確認

＜民間規格評価機関に係る内規※2＞ (抄)

国による要件に従った適切な評価の実施確認は、別紙に示す要件に基づき評価委員会への立会い、規格の評価計画の提出、評価の実施状況についての1年ごとの定期報告等によって行う。

(参考) 民間規格の周知活動の状況

- 令和7年2月12日 認定事業所情報交換会 (経産省主催)
- 令和7年2月21日 圧力設備保安セミナー (石油学会・溶接協会主催)

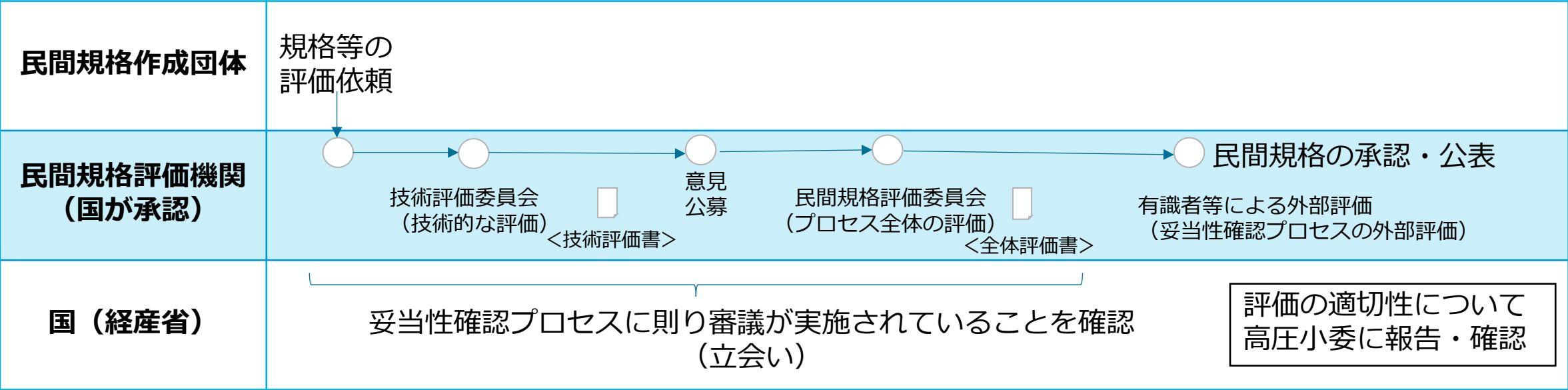
※2: 民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて (内規)

「別紙に示す要件」: ①業務方針等の一般的な要件、②評価機関の組織要件、③規格評価プロセスの要件、④評価業務管理の要件、⑤国による指導等の要件

民間規格評価機関による民間規格等の確認プロセス

- 民間規格評価機関は、民間規格等の「保安検査の方法」としての妥当性を確認
- 国は、①当該妥当性確認プロセス全体について、技術評価委員会と民間規格評価委員会への立会い等により確認するとともに、②年に1回、民間規格評価機関の活動について高圧ガス小委員会に報告し、当該民間規格評価機関が民間規格等を適切に評価できることを確認する。

民間規格の妥当性確認プロセス



(参考) 民間規格評価機関に係る規定等の整備

- 新認定制度の詳細を定める「コンビナート等保安規則等（令和5年12月21日改正）」において、認定高度保安実施者が自ら保安検査を行う場合の保安検査の方法については、特例が認められることとし、特定認定高度保安実施者（A認定事業者）については、民間規格評価機関が認めた保安検査の方法を用いることができることとした。
(例：コンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号)
- 併せて、民間規格等を、迅速かつ機動的に、高圧ガス保安法第35条第4項における保安検査の方法に位置付けるために、コンビ則第49条の7の13第5項第3号等に基づき、民間規格評価機関において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセス及び民間規格評価機関の要件を通達にて定めた。

コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）

（保安検査等の特例）

第四十九条の七の十三 法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2～4（略）

5 前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一・二（略）

三 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有していると経済産業大臣が認める者が確認したものを用いる場合

6（略）

経済産業省 官 用 省 略 20231213第2号	
「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内閣）」	評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内閣）
令和5年12月21日	を、迅速かつ機動的に、高圧ガス保安法（昭和26年法律第24号）第35条第4項検査の方法（以下「保安検査の方法」という。）に位置付けるために、一般高圧（昭和41年通商産業省令第30号）第44条の7の13第5項第3号及びコンビナート（昭和61年通商産業省令第80号）第48条の7の13第5項第3号に基づき、民間において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセスを
経済産業大臣官務技術総務・保安審議官	規 格 等：委員団体の組織、国内、海外の規格を適用し認定した保安検査に用いる規格 審 議 員：民間規格等が保安検査の方法としての妥当性を有するか否かについて評価する機能を有する機関をいう。
民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内閣）	保安検査の方法としての妥当性確認のプロセス 1. 概要 「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセス」という。これを、この民間規格評価機関が保安検査の方法としての妥当性を有するかどうかを評価する能力を有することを確認し、公表する。国により公表された民間規格評価機関が保安検査の方法としての妥当性を有するかどうかを評価する能力を有することを確認し、公表する。民間規格評価機関が保安検査の方法としての妥当性を有するかどうかを評価する能力を有することを確認し、公表する。民間規格評価機関が保安検査の方法としての妥当性を有するかどうかを評価する能力を有することを確認し、公表する。
「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内閣）」を次のとおり定める。	民間規格評価機関が保安検査の方法としての妥当性を有するかどうかを評価する能力を有することを確認し、公表する。民間規格評価機関が保安検査の方法としての妥当性を有するかどうかを評価する能力を有することを確認し、公表する。民間規格評価機関が保安検査の方法としての妥当性を有するかどうかを評価する能力を有することを確認し、公表する。民間規格評価機関が保安検査の方法としての妥当性を有するかどうかを評価する能力を有することを確認し、公表する。
附 則 この規程は、令和5年12月23日から施行する。	要件に従った適切な評価の実施確認は、別項に示す要件に基づき評価委員会へ報告の評価計画の提出、評価の実施状況についての1年ごとの定期報告等によるこの確認において、民間規格評価機関が要件を満たしていないと判断された場合は、民間規格評価機関が保安検査の方法としての妥当性を有するかどうかを評価する能力を有することを確認し、公表する。

(参考) 5-2. 民間規格評価機関の承認・要件適合性の確認

- 国は、候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たすことを確認し、承認する。
- 国は、承認した民間規格評価機関について、民間規格等の妥当性確認プロセスが要件に従い運営されていることを確認し、必要があると認められる場合は改善指導等を行う。
- 民間規格評価機関は、年1回以上の外部評価を受け、妥当性確認プロセスが適切に運営されていることを自ら確認し、必要に応じて改善策を講じる。

➤ 国による民間規格評価機関の承認

- 国は、高圧ガス小委員会において、候補となる機関が民間規格評価機関の要件を満たしているかどうかを確認し、承認する。
- 国は、国の審議会の議事録や、民間規格評価機関の要件等について確認した内容をホームページ等で広く公開する。

➤ 国による確認

- 国は、年に1回、民間規格評価機関の活動について高圧ガス小委員会に報告し、当該民間規格評価機関が民間規格等を適切に評価できることを確認する。

➤ 外部機関による評価

- 民間規格評価機関は、妥当性確認プロセスが適切に運営されていることを自ら確認するため（PDCAサイクルの構築）、外部評価を受け、その結果に基づく改善等を定期的に行う。

(参考) 5-4.民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス②

- 民間規格評価機関は、民間規格等の保安検査の方法としての妥当性について評価を行う。
- 民間規格評価機関は、妥当性を確認した民間規格等をリストに掲載し、公開する。
- 国は、技術評価委員会と民間規格評価委員会への立合い等により、民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス全体を確認する。

➤ 評価の観点

- 民間規格評価機関は、当該民間規格等が技術の動向や関連する最新の知見を適切に踏まえているか等を踏まえた評価を行い、結果を評価書にとりまとめる。

➤ 妥当性を確認した民間規格等のリストへの掲載

- 民間規格評価機関は、評価書をとりとめ、保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格等を、民間規格評価機関が公開する「民間規格評価機関が承認した民間規格等」のリストに掲載する。

➤ 妥当性確認プロセスにおける国の関与

- 国は、民間規格評価機関における民間規格等の妥当性確認プロセス全体について、技術評価委員会と民間規格評価委員会への立合い等により確認する。

(一社) 日本溶接協会の申請を受けて承認された民間規格評価機関の適切性の確認結果

- 国は、令和6年6月28日に、一般社団法人日本溶接協会からの民間規格評価機関の申請について承認を行った。
- これを踏まえ、当該機関は、令和7年4月30日にかけて、民間規格の妥当性確認を実施した。国は、当該機関の技術評価委員会及び民間規格評価委員会^注への職員の立会い等を通じて、その妥当性確認プロセス全体について確認を行った。
- 今般、当該機関の令和6年6月28日～令和7年4月30日（以下この資料にて「令和6年度」という。）との活動について、国の内規に基づく民間規格評価機関の要件に則り、適切に運用されていることを確認した。 詳細は次ページ以降の通り。

経済産業省による適切性確認の例

要件※	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	経産省確認内容
(1) 一般 ①民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。	【設備技術規格評価委員会 規則（以下「委員会規則」）】 （目的）第1条 民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、<u>高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。</u> なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、民間規格等の妥当性を評価するにあたり、<u>その審査及び手続においては日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格等作成団体から独立して中立公正に行う。</u> （本委員会の構成）第4条 本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。	要件に合致する規則等の定めを確認し、委員会の委員の構成、委員会の運用において、規則の定めに従った、中立、公平、公正な運用が行われていることを確認した。
(1) 一般 ②民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に係る事項に限定しなければならない。	【民間規格等の審議に係る要領】 2. 本委員会の審議手順 (5) 本委員会の審議結果と対応について 審議結果に対する各対応は以下の通りとする。なお、<u>審議結果に基づく民間規格等の評価は、評価申請のあった保安検査の方法としての妥当性に係る事項に限定しなければならない。</u> a.～d. (略)	要件に合致する規則等の定めを確認し、委員会における審査内容が、申請のあった「保安検査の方法」に係る民間規格の妥当性に係る事項であることを確認した。 なお、確認にあたっては、「保安検査の方法」は、適合維持を求めている技術基準や、設備変更に係る許可・届出等の諸手続と、相互に複雑に係ることから、これらとの関係性についても慎重に確認を行った。

※民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて(内規) (20231213保局第3号)

経済産業省による令和6年度の適切性確認 (1) 一般要求事項

要件※	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	経産省確認内容
(1) 一般 ①民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。	【設備技術規格評価委員会 規則（以下委員会規則）】 （目的）第1条 民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、<u>高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。</u> なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、民間規格等の妥当性を評価するにあたり、<u>その審査及び手続においては日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格等作成団体から独立して中立公正に行う。</u> （本委員会の構成）第4条 <u>本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。</u>（委員会規則 第4条）	要件に合致する規則等の定めを確認し、委員会の委員の構成、委員会の運用において、規則の定めにしたがった、中立、公平、公正な運用が行われていることを確認した。
(1) 一般 ②民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に係る事項に限定しなければならない。	【民間規格等の審議に係る要領】 2. 本委員会の審議手順 (5) 本委員会の審議結果と対応について 審議結果に対する各対応は以下の通りとする。なお、<u>審議結果に基づく民間規格等の評価は、評価申請のあった保安検査の方法としての妥当性に関する事項に限定しなければならない。</u> a.～d. (略)	要件に合致する規則等の定めを確認し、委員会における審査内容が、申請のあった「保安検査の方法」に係る民間規格の妥当性に関する事項であることを確認した。 なお、確認にあたっては、「保安検査の方法」は、適合維持を求めている技術基準や、設備変更に係る許可・届出等の諸手続と、相互に複雑に関係することから、これらとの関係性に関しても慎重に確認を行った。

【参考】委員会規則等 該当箇所 一 要件（１）一般要求事項①

（１）一般

①民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。

【設備技術規格評価委員会 規則】

（目的）

第１条 設備技術規格評価委員会（以下、「本委員会」という。英名：Equipment Standards and Codes Committee（略称：ESCC））は、公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。

なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、民間規格等の妥当性を評価するにあたり、その審査及び手続においては日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格等作成団体から独立して中立公正に行う。

（本委員会の構成）

第４条 本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

２．委員の属性については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

（本委員会への参加）

第９条 関係行政機関の職員は、本委員会に参加することができる。

２．必要がある場合、委員以外も本委員会の承認を得て本委員会に参加することができる。

３．委員以外の本委員会への参加者は、委員長の承認を得て意見を述べることができるが、審議案件の議決に参加することはできない。

（プロセス評価委員会の構成）

第１３条 プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

２．委員の属性の詳細については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

（プロセス評価委員会への参加）

第１７条 関係行政機関の職員は、プロセス評価委員会に参加することができる。

２．必要がある場合、委員以外もプロセス評価委員会の承認を得てプロセス評価委員会に参加することができる。

３．委員以外のプロセス評価委員会への参加者は、委員長の承認を得て意見を述べるができるが、審議案件の議決に参加することはできない。

【参考】委員会規則等 該当箇所 一 要件（１）一般要求事項②

（１）一般

②民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に係る事項に限定しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領 １．～３．】

１．評価申請の受付

事務局は、次年度の評価申請の受付のため、前年度中に「〇〇年度 高圧ガス保安法における民間規格等の保安検査の方法としての妥当性評価申請について」として公募を行い、評価申請を受けた場合、評価申請を行った者（評価申請者）に対して審議に必要な添付資料１～６（以下、審議資料）の提出を求める。
（略）

２．本委員会の審議手順

(1)技術評価書（案）の作成と配布

事務局は、本委員会開催までに評価申請者より提出された審議資料にもとづき別紙１の技術評価書（案）を作成し、各委員に審議資料と併せて配布する。

また、事務局は、本委員会の審議毎に評価対象となる民間規格に関して、利害関係にある委員の有無について、民間規格等申請団体の規格作成委員会名簿への記載有無および委員による自己申告により確認した結果を技術評価書（案）に記載する。

(2)(3) （略）

(4)本委員会での審議

（略）審議は以下の項目に従い行う。

a.委員長は、本委員会を開催する。

b.本委員会は、審議資料および技術評価書（案）について審議する。

c.d.e. （略）

(5)本委員会の審議結果と対応について

審議結果に対する各対応は以下の通りとする。なお、審議結果に基づく民間規格等の評価は、評価申請のあった保安検査の方法としての妥当性に関する事項に限定しなければならない。

a.～d. （略）

(6) （略）

３．プロセス評価委員会の審議手順

(1)～(3) （略）

(4)プロセス評価委員会での審議

プロセス評価委員会では、評価する民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価をするための審議を行う。

審議は以下の項目に従い行う。

a.プロセス評価委員長は、プロセス評価委員会を開催する。

b.プロセス評価委員会は、本委員会の議事録、審議資料、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等に基づき、全体評価書（案）について審議する。

c.～f. （略）

(5)～(7) （略）

経済産業省による令和6年度の適切性確認 (2) 組織①

要件	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	経産省確認内容
(2) 組織 ①民間規格等の評価を行うに当たって、高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に関係する者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。	【委員会規則】 （目的）第1条 設備技術規格評価委員会（以下、「本委員会」という。）は、公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第94条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。 （プロセス評価委員会の業務）第12条 本委員会は、第1条の目的を達成するため、プロセス評価委員会を置く。	要件に合致する規則等の定めを確認し、要件に合致する者により構成される「設備技術規格評価委員会」「プロセス評価委員会」が設置され、またこれら委員会の設置、運用にかかる規則の策定が行われていることを確認した。また、選任された委員が要件を満たしていることを確認した。

注：（一社）日本溶接協会の申請を受けて承認された民間規格評価機関では、国の内規に規定する「設備技術評価委員会」は「設備技術規格評価委員会」と、「民間規格評価委員会」は「プロセス評価委員会」という名称になっている。

【参考】委員会規則等 該当箇所 ー 要件（２）組織①

①民間規格等の評価を行うに当たって、高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に関係する者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。

【委員会規則】

（目的）

第１条 設備技術規格評価委員会（以下、「本委員会」という。英名：Equipment Standards and Codes Committee（略称：ESCC））は、公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。

なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、民間規格等の妥当性を評価するにあたり、その審査及び手続においては日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格等作成団体から独立して中立公正に行う。

（プロセス評価委員会の業務）

第１２条 本委員会は、第１条の目的を達成するため、プロセス評価委員会を置く。

２．（略）

経済産業省による令和 6 年度の適切性確認

(2) 組織②③

要件	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	経産省確認内容
(2) 組織 ②民間規格評価委員会は、<u>民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない</u>。また、<u>評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない</u>。	【委員会規則】 (本委員会の構成) 第 4 条 <u>本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。</u> (プロセス評価委員会の構成) 第 1 3 条 <u>プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。</u>	要件に合致する規則等の定めを確認し、委員が規則に則って構成されていることを確認した。また、選任された委員が要件を満たしていることを確認した。
(2) 組織 ③評価に従事する専門家は、<u>評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く）に関与していない者でなければならない</u>。また、<u>事務局員は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない</u>。	【委員会規則】 (本委員会の審議) 第 7 条 <u>本委員会は、全委員数の 3 分の 2 以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって決議とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。</u> (プロセス評価委員会の審議) 第 1 6 条 <u>プロセス評価委員会は、全委員数の 3 分の 2 以上かつ本委員会の委員を兼務していない委員（プロセス評価委員会の委員長および副委員長を含む）の出席者が、本委員会を兼務している委員の出席者数以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。</u> (事務局) 第 2 1 条 <u>各委員会の運営に関する事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、日本溶接協会に置く。</u> <u>2. 事務局員は日本溶接協会を含む民間規格等作成団体の規格制改定業務に関与してはならない。</u> <u>3. 制改定を実施した民間規格等に係る一覧表の作成及び公開、見直しの管理に係る事務を行う。</u>	要件に合致する規則等の定めを確認し、委員構成において評価に従事する専門家が、評価対象となる民間規格等の制改定に関与していない者であることを確認した。 事務局員は、日本溶接協会規格やJIS規格の原案策定等事務の経験がある者を選定していることを確認した。また、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者であることを確認した。

【参考】委員会規則等 該当箇所 ー 要件（２）組織②③

- ②民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。
- ③評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く）に関与していない者でなければならない。また、事務局員は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。

【委員会規則】
（本委員会の構成）
第４条 本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。
２．委員の属性については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

（本委員会の審議）
第７条 本委員会は、全委員数の３分の２以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって決議とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。
２．３．（略）

（プロセス評価委員会の構成）
第１３条 プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。
２．委員の属性の詳細については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

（プロセス評価委員会の審議）
第１６条 プロセス評価委員会は、全委員数の３分の２以上かつ本委員会の委員を兼務していない委員（プロセス評価委員会の委員長および副委員長を含む）の出席者が、本委員会を兼務している委員の出席者数以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。
２．３．（略）

（事務局）
第２１条 各委員会の運営に関する事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、日本溶接協会に置く。
２．事務局員は日本溶接協会を含む民間規格等作成団体の規格制改定業務に関与してはならない。
３．制改定を実施した民間規格等に係る一覧表の作成及び公開、見直しの管理に係る事務を行う。

「民間規格等の審議に係る要領」表１：委員の選定カテゴリ

カテゴリ 表示名	カテゴリ（属性）	設備技術規格 評価委員会	プロセス 評価委員会	外部評価 委員会
AC	学識者	◎		○
AP	A認定事業者または スーパー認定事業者	◎		
IN	検査会社等	◎		
PR	圧力設備設計/製作会社等	◎		
EN	エンジニアリング会社等	◎		
CR	保険会社、試験/認証会社 又は第三者安全性審査会社等	◎		
CN	一般消費者		○	
LW	弁護士		○	○
JR	ジャーナリスト		○	
AT	国または地方自治体を含む 規制関係機関/団体		○	
OT	その他（有識者等）			

【記号説明】
◎：兼任
○：専任
空欄：必要に応じて任命

経済産業省による令和6年度の適切性確認 (2) 組織④⑤

要件	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	経産省確認内容
(2) 組織 ④民間規格等に関する分野は当該民間規格等の内容によって異なるので、<u>関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。</u>	【情報公開等に係る要領】 1. 意見公募手続き（パブリックコメント）について (4)外部へ公開する内容 外部に公開する内容は、下記の事項とする。ただし、案件の内容により変更可能とする。 ・公開する「民間規格等」の策定趣旨・策定目的・規定内容 ・原案を策定した民間規格等作成団体名 (5)公開中に資料提供および資料閲覧の依頼があった場合 3.各委員会の情報公開 (1) 公開の方法 本委員会は、<u>以下の方法により情報を公開する。</u> b.会議資料の公開 <u>会議の傍聴者への資料配付、請求者への資料提供などにより公開する。</u>	要件に合致する規則等の定めを確認し、パブリックコメント及び委員会における情報公開内容が規則に則っていることを確認した。 パブリックコメント及び委員会での公開以外に資料提供などの請求はなかった。
(2) 組織 ⑤<u>評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。</u>	【情報公開等に係る要領】 3.各委員会の情報公開 (1) 公開の方法 本委員会は、<u>以下の方法により情報を公開する。</u> a.議事の公開 本委員会は、<u>傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。</u> プロセス評価委員会は、<u>傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。</u> b.会議資料の公開 <u>会議の傍聴者への資料配付、請求者への資料提供などにより公開する。</u> c.各委員会情報の公開 <u>本委員会のホームページにより公開する各委員会の情報は別紙1のとおりとする。</u>	要件に合致する規則等の定めを確認し、各委員会の審議の内容について、規則等に則り、傍聴及びホームページでの公開がなされていることを確認した。

【参考】委員会規則等 該当箇所 - 要件（２）組織④⑤

- ④民間規格等に係る分野は当該民間規格等の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。
- ⑤評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。

【情報公開等に係る要領】

1. 意見公募手続き（パブリックコメント）について

(4)外部へ公開する内容

外部に公開する内容は、下記の事項とする。ただし、案件の内容により変更可能とする。

・公開の趣旨

・公開する「民間規格等」の名称、規格番号等

・公開する「民間規格等」の策定趣旨・策定目的・規定内容

・原案を策定した民間規格等作成団体名

・「民間規格等」の承認予定日

・問い合わせ先、関連資料入手先、意見提出先

・意見提出の締切日

(5)公開中に資料提供および資料閲覧の依頼があった場合

a.提供方法

関連資料等の入手希望があった場合は、本委員会の事務局又は「民間規格等」を策定する民間規格等作成団体事務局から、適切な方法で請求者に関連資料等を提供する。

b.閲覧用の関連資料等の具備

閲覧用の関連資料等は、本委員会の事務局及び「民間規格等」を策定する民間規格等作成団体事務局の事務室などに具備し、意見受付の期間中、公開する。

c.関連資料等の有償提供（略）

3.各委員会の情報公開

(1)公開の方法

本委員会は、以下の方法により情報を公開する。

a.議事の公開

本委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。

プロセス評価委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができる。

b.会議資料の公開

会議の傍聴者への資料配付、請求者への資料提供などにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報の保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができる。

また、提供する資料の作成経費負担が大きいと判断される場合には、閲覧・回覧等の方法を取るほか、資料提供を求める者に実費の負担を求めることができる。

c.各委員会情報の公開

本委員会のホームページにより公開する各委員会の情報は別紙 1 のとおりとする。

【情報公開等に係る要領】

別紙 1 本委員会のホームページにおいて公開する各委員会の情報

3.（１）Cの規定に基づき、公開する情報は下表の通り。

公開の項目	公開の時期	公開期間
1. 本委員会の概要 ・設立趣旨・目的 ・規則 ・組織体制 ・委員名簿	設立時また改訂の都度	常時
2. 設備技術評価委員会の開催公告 ・開催日、場所 ・議題 ・傍聴希望受付	開催日の前まで	開催日まで
3. プロセス評価委員会の開催公告 ・開催日、場所 ・議題 ・傍聴希望受付	開催日の前まで	開催日まで
4. 各委員会の開催結果 ・議事次第、配布資料一覧 ・議事要録 ・会議の概要、審議結果	・開催後 ・議事要録の承認後 ・議事要録の承認後	常時
5. 各委員会の活動状況 ・委員会開催日一覧表 ・委員会の議題一覧表	・開催の都度追加 ・開催の都度追加	常時
6. 事業計画、事業報告	委員会の承認後	常時
7. 特別調査WGの設置に係る情報	事案発生の都度	必要な期間
8. 外部の意見を聞く公告	必要の都度	意見締切日まで常時
9. 承認された民間規格等のリスト	委員会の承認後	常時

経済産業省による令和6年度の適切性確認 (2) 組織⑥

要件	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	経産省確認内容
(2) 組織 ⑥民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、評価委員会の審議を非公開とする場合には、<u>その理由を明示しなければならない</u>。	【委員会規則】 (本委員会の公開) 第11条 本委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、<u>知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる。</u> (プロセス評価委員会の公開) 第18条 プロセス評価委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、<u>知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる。</u> 【情報公開等に係る要領】 3.各委員会の情報公開 (2) 各委員会を非公開とする場合 <u>各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。</u> a.特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。 b.個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。 c.個人情報を保護する必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。 d.その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合 <u>なお、審議を非公開とする場合には、議決権の3分の2以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない。</u>	要件に合致する規則等の定めを確認し、情報を非公開とした事案については、理由が明示されていることを確認した。

【参考】委員会規則等 該当箇所 ー 要件（２）組織⑥

⑥民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

【情報公開等に係る要領】

3.各委員会の情報公開

(2) 各委員会を非公開とする場合

各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。

- a.特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- b.個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- c.個人情報保護を必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- d.その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合

なお、審議を非公開とする場合には、議決権の3分の2以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない。

【委員会規則】

(本委員会の公開)

第11条 本委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる。

(プロセス評価委員会の公開)

第18条 プロセス評価委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる。

要件	機関の規則・要領等における規定 (抜粋)	外部評価委員会※確認内容	経産省確認内容
(3) 評価プロセス ①評価される民間規格に係る者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。	【委員会規則】 (本委員会の構成) 第4条 本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、<u>民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。</u>	【○】 評価される民間規格に係るものとして、一般社団法人 日本溶接協会 圧力設備サステナブル保安部会の関係者が参加している。 なお、規則第4条において、設備技術規格評価委員会は、民間規格等に係る利害関係者を幅広く選任することとしている。	要件に合致する規則等の定めを確認し、各委員会委員の構成において、規則等に則り、当該民間規格等に係る利害関係者が幅広く選任されていることを確認した。
②民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。	(プロセス評価委員会の構成) 第13条 プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、<u>民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。</u>	【○】 規則第4条および第13条において、委員に対して一切の金銭的な制約や団体組織資格の会員資格を条件づけないと規定している。また、規則第9条および第17条において、委員以外も委員会に参加できると規定している。また、民間規格等の審議に係る要領1. 項にて、民間規格の評価申請の受付は公募により行うと規定している。 なお、規則第23条において、本委員会の運営に係る経費は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業等会計から支出することとしている。ただし、その審議に一定以上の経費を要する場合、本委員会は実費の負担を求めることができる」と規定している。	要件に合致する規則等の定めを確認し、各委員会委員の構成において、規則等に則り、金銭的制約、組織の会員資格の条件が設けられていないことを確認した。
③民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。		【○】 規則第4条および第13条において、委員に対して一切の金銭的な制約や団体組織資格の会員資格を条件づけないと規定している。 委員は、個人の経歴や資質に基づいた推薦により選任されている。	

【参考】委員会規則等 該当箇所 ー 要件（３）評価プロセス①②③

（３）評価プロセス

- ①評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。
- ②民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
- ③民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。

【委員会規則】

（本委員会の構成）

第４条 本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

２．委員の属性については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

（プロセス評価委員会の構成）

第１３条 プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

２．委員の属性の詳細については、「民間規格等の審議に係る要領」に定める。

経済産業省による令和6年度の適切性確認 (3) 評価プロセス④

要件	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	外部評価委員会確認内容	経産省確認内容
(3) 評価プロセス ④民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。	【委員会規則】 (問い合わせ、異議等申立への対応) 第20条 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。 2. 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、文書等により問い合わせがあった場合、質問者に回答を行う。また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成団体に質問を送付し、回答するよう依頼することができる。 3. 対応手順の詳細は、「民間規格等の審議に係る要領」及び「異議等申立対応要領」に定める。	【○】 規則第20条および異議等申立対応要領に規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申し立ての適切な処理手順を規定している。	要件に合致する規則等の定めを確認した。異議申し立て等の実績はないことを確認した。

【参考】委員会規則等 該当箇所 - 要件（３）評価プロセス④

④民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。

【委員会規則】

（問い合わせ、異議等申立への対応）

第20条 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。

2. 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、文書等により問い合わせがあった場合、質問者に回答を行う。また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成団体に質問を送付し、回答するよう依頼することができる。

3. 対応手順の詳細は、「民間規格等の審議に係る要領」及び「異議等申立対応要領」に定める。

経済産業省による令和 6 年度の適切性確認 (3) 評価プロセス⑤

要件	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	外部評価委員会確認内容	経産省確認内容
(3) 評価プロセス ⑤民間規格評価機関は、<u>評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。</u>	【委員会規則】 (本委員会の審議) 第 7 条 <u>本委員会は、全委員数の 3 分の 2 以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。</u> <u>2. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。</u> (プロセス評価委員会の審議) 第 16 条 <u>プロセス評価委員会は、全委員数の 3 分の 2 以上かつ本委員会の委員を兼務していない委員（プロセス評価委員会の委員長および副委員長を含む）の出席者数が、本委員会を兼務している委員の出席者数以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。</u> <u>2. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。</u> 【民間規格等の審議に係る要領】 前文 <u>設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）が、高圧ガス保安法における保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価するにあたり、本委員会の規則に定めのない具体的な審議要領について、以下の通り定める。</u>	【○】 規則第 7 条及び第 16 条ならびに民間規格等の審議に係る要領 2. 項および 3. 項において、各委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を規定している。	要件に合致する規則等の定めを確認し、委員の選定、委員会での審議、パブコメの実施等、規則等に則って運営されていることを確認した。

【参考】委員会規則等 該当箇所 - 要件（３）評価プロセス⑤

⑤民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。

（本委員会の審議）

第7条 本委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって決議とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。

なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。

2. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。

3. 本委員会の出席については、委任状又は代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

（プロセス評価委員会の審議）

第16条 プロセス評価委員会は、全委員数の3分の2以上かつ本委員会の委員を兼務していない委員（プロセス評価委員会の委員長および副委員長を含む）の出席者数が、本委員会を兼務している委員の出席者数以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。

なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。

2. 前項の議決において、賛否同数の場合においては、委員長が決定する。

3. プロセス評価委員会の出席については、委任状又は代理者をもって行うことができる。ただし、代理者は委員と同一の関係分野であること。

【民間規格等の審議に係る要領】（前文、目次）

設備技術規格評価委員会（以下、本委員会）が、高圧ガス保安法における保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価するにあたり、本委員会の規則に定めのない具体的な審議要領について、以下の通り定める。

1. 評価申請の受付
2. 本委員会の審議手順
3. プロセス評価委員会の審議手順
4. 本委員会およびプロセス評価委員会の委員の選定について
5. 本委員会およびプロセス評価委員会の委員長の役割と業務
6. 事務局
7. 問い合わせ、異議等申立への対応
8. その他規定されていない事項

経済産業省による令和6年度の適切性確認

(3) 評価プロセス⑥

要件	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	外部評価委員会確認内容	経産省確認内容
(3) 評価プロセス ⑥民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、<u>評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。</u> ・技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。 ・検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。 ・評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。 ・関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。 また、<u>必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性を確認しなければならない。</u>	【民間規格等の審議に係る要領】 2. 本委員会の審議手順 (4)本委員会での審議 本委員会では、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」の別紙「民間規格評価機関の要件」の2. 要件<u>（3）評価プロセス⑥に従い、評価する民間規格等と高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、その制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価するための審議を行う。</u> 審議は以下の項目に従い行う。 a.委員長は、本委員会を開催する。 b.本委員会は、審議資料および<u>技術評価書（案）</u>について審議する。 c.審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。 d.書面審議は委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。 e.委員長は、各委員が専門家として意見を表明していることを確認し、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。	【〇】 技術評価書にて、保安検査の方法としての保安面での妥当性について評価結果をとりまとめている。 ・技術基準で要求される性能との項目上の対応については、技術評価書 資料2 添付資料6 別紙9、10-1及び10-2に明記している。 ・既に広く活用されている規格類に沿ったものであり、いずれも具体的な手法や仕様は、技術評価書 資料2 添付資料6 別添9、10-1、10-2、20および21に明記している。 ・国際的に広く活用されているAPI／ASME規格並びにこれに代替対応し得る国内規格を基礎母体として構成されており、技術評価書 資料2 添付資料6 別添11に明記したとおり規格体系として問題なく成立する。 ・基礎母体となる規格は、技術評価書 資料2 添付資料6 別添11のとおり現時点で最新知見に基づいた規格であり。 評価を行う民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性については、技術評価書 附属書Iにて確認している。	要件に合致する規則等の定めを確認し、設備技術規格評価委員会において審議し作成された「技術評価書」にて、要件で求める項目について評価し、結果を取りまとめていることを確認した。 海外において知見が集積されているAPI／ASME規格の最新情報を把握し、そうした海外規格の要素を取り入れた民間規格の確認・評価を適確に行った点について、民間規格等を迅速かつ機動的に「保安検査の方法」に位置づけるという本制度の趣旨にあった対応であった。 その上で、確認にあたっては、「保安検査の方法」は、適合維持を求めている技術基準や、設備変更に係る許可・届出等の諸手続と、相互に複雑に関係することから、これらとの関係性に関しても慎重に確認を行った。 なお、国の職員の立ち会いにおいて指摘した民間規格（評価書を含む）の事業者や自治体への説明会等を通じた周知・広報活動が実施されていることを確認した。

【参考】委員会規則等 該当箇所 – 要件（３）評価プロセス⑥ – 1

⑥民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめるなければならない。

- ・技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
- ・検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。
- ・評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。
- ・関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。

また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性を確認しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領】

2. 本委員会の審議手順

(1)技術評価書（案）の作成と配布

事務局は、本委員会開催までに評価申請者より提出された審議資料にもとづき別紙1の技術評価書（案）を作成し、各委員に審議資料と併せて配布する。
（略）

(4)本委員会での審議

本委員会では、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」の別紙「民間規格評価機関の要件」の2. 要件（３）評価プロセス⑥に従い、評価する民間規格等と高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、その制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価するための審議を行う。

審議は以下の項目に従い行う。

- a.委員長は、本委員会を開催する。
- b.本委員会は、審議資料および技術評価書（案）について審議する。
- c.審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。
- d.書面審議は委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。
- e.委員長は、各委員が専門家として意見を表明していることを確認し、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。

3. プロセス評価委員会の審議手順

(4)プロセス評価委員会での審議

プロセス評価委員会では、評価する民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価をするための審議を行う。

審議は以下の項目に従い行う。

- a.プロセス評価委員長は、プロセス評価委員会を開催する。
- b.プロセス評価委員会は、本委員会の議事録、審議資料、技術評価書およびパブリックコメントへの対応に関する資料等に基づき、全体評価書（案）について審議する。
- c.審議にあたり、事務局および評価申請者は必要に応じて審議資料についての説明や委員からの意見に対する回答を行う。
- d.書面審議はプロセス評価委員長が必要と認めた場合に実施することができる。書面審議の結果は、文書で各委員に通知する。
- e.プロセス評価委員長は、各委員が専門家として意見を表明していることを確認し、全ての意見に対する議論が完了した時点で本委員会の規則に基づく議決を行い、審議を終了する。
- f.プロセス評価委員会の審議の結果は、メール等により本委員会の委員に通知する。

【参考】委員会規則等 該当箇所 ー 要件（3）評価プロセス⑥－2

（要領 該当箇所抜粋） 続き

【民間規格等の審議に係る要領 別紙1 技術評価書】		
別紙1 「（規格名）」に関する技術評価書（案） ●年●月●日 設備技術規格評価委員会		
民間規格等作成団体が作成した民間規格、経済産業省20231213保局第3号「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」に基づき、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価した。		
Ⅰ. 「（規格名）」に関する技術評価書		
技術評価の要件 （設備技術規格評価委員会規則第8条並びに民間規格評価機関の要件2.(3)⑥）	評価	確認内容
1. 審査対象となる技術基準類が設備技術規格評価委員会規則の附属書1に記載された要件を満たしているか。 ※附属書1に対する差異事項がある場合はその説明をすること。		附属書1 （チェックリスト）にて確認。
2. 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。		
3. 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。		
4. 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。		
5. 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。		
Ⅱ. 添付資料		
資料1 設備技術規格評価委員会 委員名簿（●年●月●日現在）		
資料2 民間規格等作成団体 作成資料（添付資料1～6）		

附属書1 審査申請する規格基準類の要件（チェックリスト）

項目	評価
1.公開性 当該規格に関連する各分野からの参加と委員への任命条件に何らかの制限がないこと。即ち、その規格の制定審議をする委員の任命にあたっては、過度な財政的障壁(国内外の一般的な学協会会合の参加費程度は除く)を設けていないこと、また何らかの組織団体への所属を前提としていないこと。	
2.優越性の排除 当該規格に関連する各分野の審議委員が特定の分野に偏っておらず、また特定の利害を持つ個人または集団等が支配的とならないように配慮した規格制定審議手順が定められていること。ここにおいて支配とは、抜きん出た権限、上位の立場としての威力、影響力を持つ立場、もしくはその行使によって、他の見解に対する公明正大な検討を排除することを意味する。	
3.当該規格の制改定に関与する委員のバランス 当該規格の制改定に関与する委員の分野とは、少なくとも次の三つの分野を指し、特定の分野の委員が1/3を超えていないこと。 1)関連する製品の生産者またはサービスの提供者 2)製品又はサービスのユーザー 3)一般的な利害関係者	
4.関連規格との調和 規格としての体系性が考慮されていること。即ち関連する規格との連続性、連携性、調和性のあるものであること。	
5.パブリックコメントの実施 パブリックコメントを実施した規格であること。ここにおいてパブリックコメントとは、インターネット上のホームページ等によりパブリックコメントが広く一般に告知され、関連する個人または団体が意見を制限なく提出でき、それに対する回答も公示されている状態を指す。	
6.コンセンサスに対するエビデンス 規格策定プロセスにおいて、コンセンサスが得られた状態となるまでの審議手順について明確化されており、またその過程が正しく進められたことについて、議事録などでエビデンスが確認できるものであること。 ここにおいてコンセンサスが得られた状態とは、全ての視点、意見に対しての議論検討が完了し、その解決のための努力がなされた時点を言う。	
7.不服の申し立て 規格の策定プロセスにおいて、倫理に反する行為、作為または不作為等の手続上の問題に対する異議があった場合は、その異議の申し立てを受け付け、第三者が公正に審議できる体制を整えていること。	
8.規格の解釈対応責任 規格の運用後の解釈問い合わせの方法が明示され、その解釈に対する回答が公開されていること。	
9.規格の維持管理責任 規格の改定見直しが少なくとも5年に一度実施され、今後もその改定見直しが継続できる体制が確認できること。	

要件	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	外部評価委員会確認内容	経産省確認内容
(3) 評価プロセス ⑦民間規格評価機関は、民間規格等評価活動に係る業務計画を、少なくとも<u>一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。</u>ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。	【委員会規則】 (本委員会の業務) 第3条 本委員会は、第1条の目的を達成するため次の各号の業務を行う。 一 <u>本委員会の事業計画の策定及び事業報告</u> 二～五 (略) 【情報公開等に係る要領】 3.各委員会の情報公開 (1) 公開の方法 本委員会は、以下の方法により情報を公開する。 a. b. (略) c.各委員会情報の公開 <u>本委員会のホームページにより公開する各委員会の情報は別紙1のとおりとする。</u>	【○】 規則第3条において、事業計画の策定を規定している。また、情報公開等に係わる要領3. (1) C項において、事業計画を設備技術規格評価委員会のホームページで公開することを規定している。 なお、第1回設備技術規格評価委員会にて承認された令和6年度の事業計画を設備技術規格評価委員会のホームページで公開している。	要件に合致する規則等の定めを確認し、設備技術規格評価委員会のホームページにて令和6年度の事業計画を公開していることを確認した。

【参考】委員会規則等 該当箇所 － 要件（３）評価プロセス⑦

⑦民間規格評価機関は、民間規格等評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。

【委員会規則】

（本委員会の業務）

第３条 本委員会は、第１条の目的を達成するため次の各号の業務を行う。

- 一 本委員会の事業計画の策定及び事業報告
- 二～五 （略）

【情報公開等に係る要領】

3.各委員会の情報公開

（１）公開の方法

本委員会は、以下の方法により情報を公開する。

a. b. （略）

c.各委員会情報の公開

本委員会のホームページにより公開する各委員会の情報は別紙１のとおりとする。

経済産業省による令和 6 年度の適切性確認

(3) 評価プロセス⑧

要件	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	外部評価委員会確認内容	経産省確認内容
(3) 評価プロセス ⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。	【委員会規則】 <u>(パブリックコメントについて) 第10条</u> 本委員会の承認を得た後、技術評価書（案）について外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。また意見に対し必要に応じて評価の見直しを行う。外部への公開方法は「情報公開等に係る要領」による。 【民間規格等の審議に係る要領】 2. 本委員会の審議手順 (6)意見公募手続き 事務局は、本委員会の承認を得た後に、保安検査の方法としての民間規格等を外部に公開し意見を聞く手続き（以下、パブリックコメント。）を実施する。パブリックコメントの手順は以下の通り。 a.外部への公開方法等のパブリックコメントの詳細は、「情報公開等に係る要領」による。 b.パブリックコメントを開始する際は、経済産業省に本委員会の委員長名で技術評価書（案）を提出する。 c.パブリックコメントは、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、技術評価書（案）を添付して広く意見募集を実施して行う。 d.事務局は、パブリックコメントの結果をまとめ、メール等により本委員会の委員に通知する。 e.委員長は、パブリックコメントにより重大な修正が必要であると判断される場合は、審議資料もしくは技術評価書（案）の修正または本委員会での再審議等の必要な対応を行う。	【○】 設備技術規格評価委員会のホームページにおける募集要領と意見募集結果のとおり、パブリックコメントを実施している。 ①期間：30日間（2024年12月26日～2025年1月24日） ②媒体：設備技術規格評価委員会のホームページ ③募集結果：意見なし なお、経済産業省（高圧ガス保安室）へ通知後、ホームページで告知している。	要件に合致する規則等の定めを確認し、規則等に則ってパブリックコメントが実施されていることを確認した。また、評価結果を取りまとめる前に、パブリックコメントを実施することの通知及び評価書案の提出がなされていることを確認した。なお、今回のパブリックコメントでは、提出された意見はなかったことを確認した。

【参考】委員会規則等 該当箇所 – 要件（３）評価プロセス⑧

⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。

【委員会規則】

（パブリックコメントについて）

第10条 本委員会の承認を得た後、技術評価書（案）について外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。また意見に対し必要に応じて評価の見直しを行う。外部への公開方法は「情報公開等に係る要領」による。

【民間規格等の審議に係る要領】

2. 本委員会の審議手順

(6)意見公募手続き

事務局は、本委員会の承認を得た後に、保安検査の方法としての民間規格等を外部に公開し意見を聞く手続き（以下、パブリックコメント。）を実施する。パブリックコメントの手順は以下の通り。

a.外部への公開方法等のパブリックコメントの詳細は、「情報公開等に係る要領」による。

b.パブリックコメントを開始する際は、経済産業省に本委員会の委員長名で技術評価書（案）を提出する。

c.パブリックコメントは、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、技術評価書（案）を添付して広く意見募集を実施して行う。

d.事務局は、パブリックコメントの結果をまとめ、メール等により本委員会の委員に通知する。

e.委員長は、パブリックコメントにより重大な修正が必要であると判断される場合は、審議資料もしくは技術評価書（案）の修正または本委員会での再審議等の必要な対応を行う。

【情報公開に係る要領】

1. 意見公募手続き（パブリックコメント）について

(1)公開の方法 本委員会のホームページに公告として掲載する。

(2)公開の時期 事務局が決定する。

(3)公開の期間 30日以上、最長60日

要件	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	外部評価委員会確認内容	経産省確認内容
(3) 評価プロセス ⑨民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。	【民間規格等の審議に係る要領】 3.プロセス評価委員会の審議手順 (6)民間規格のリスト化 事務局は、保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、全体評価書を添えて本委員会の委員長名およびプロセス評価委員会の委員長名で経済産業省に報告した後、<u>本委員会のホームページ上の規格リストに記載する。</u>	【○】 民間規格等の審議に係る要領 3. 項（6）に基づき、妥当性を確認した民間規格について、全体評価書を添えて設備技術規格評価委員会の副委員長名（委員長不在のため職務代行）およびプロセス評価委員会の委員長名で経済産業省に報告後、ホームページ上で公開している。 なお、当該民間規格を公開するにあたり、コンビナート等保安規則第 4 9 条の 7 の 1 3 第 5 項第 3 号に基づく保安検査の方法であることを明記するとともに、全体評価書を併せて公開している。	要件に合致する規則等の定めを確認し、承認された民間規格について、委員会のホームページでリストとして公開されていることを確認した。

【参考】委員会規則等 該当箇所 － 要件（３）評価プロセス⑨

⑨民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領】

3.プロセス評価委員会の審議手順

(6)民間規格のリスト化

事務局は、保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、全体評価書を添えて本委員会の委員長名およびプロセス評価委員会の委員長名で経済産業省に報告した後、本委員会のホームページ上の規格リストに記載する。

経済産業省による令和6年度の適切性確認

(4) 評価業務管理①

要件	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	経産省確認内容
（4）評価業務管理 ①民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。	【委員会規則】 （問い合わせ、異議等申立への対応）第20条 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。 2. 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、<u>文書等により問い合わせがあった場合、質問者に回答を行う。また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成団体に質問を送付し、回答するよう依頼することができる。</u> 3. 対応手順の詳細は、「民間規格等の審議に係る要領」及び「異議等申立対応要領」に定める。 【民間規格等の審議に係る要領】 7. 問い合わせ、異議等申立への対応 (1)問い合わせ 本委員会は、リスト化した民間規格について、<u>文書等により問い合わせがあった場合、その内容に応じて質問者に回答を行う。また、回答するにあたり、当該規格を作成した民間規格等作成団体に問い合わせへの回答を依頼することができる。</u>	要件に合致する規則等の定めを確認した。承認した民間規格についての技術的な問合せの実績はないことを確認した。

【参考】委員会規則等 該当箇所 － 要件（４）評価業務管理①

①民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。

【委員会規則】

（問い合わせ、異議等申立への対応）

第20条 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。

2. 本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、文書等により問い合わせがあった場合、質問者に回答を行う。また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成団体に質問を送付し、回答するよう依頼することができる。

3. 対応手順の詳細は、「民間規格等の審議に係る要領」及び「異議等申立対応要領」に定める。

【民間規格等の審議に係る要領】

7. 問い合わせ、異議等申立への対応

(1)問い合わせ

本委員会は、リスト化した民間規格について、文書等により問い合わせがあった場合、その内容に応じて質問者に回答を行う。また、回答するにあたり、当該規格を作成した民間規格等作成団体に問い合わせへの回答を依頼することができる。

要件	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	経産省確認内容
(4) 評価業務管理 ②評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも5年に1回は、<u>改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。</u>	【委員会規則】 (規格の見直し) 第28条 事務局は、承認された民間規格等が、承認日から少なくとも5年以内に改正、廃止、確認が行われているかを確認し、本委員会へ報告する。 【民間規格等の審議に係る要領】 3.プロセス評価委員会の審議手順 (7)民間規格の見直し <u>リスト化された民間規格を作成した民間規格等作成団体は、リスト化された時点から少なくとも5年以内に当該規格の改定、廃止及び確認のいずれかによる見直しを行い、その内容について事務局に連絡する。</u> <u>事務局は、連絡の有無を含め見直し内容を確認のうえ、本委員会へ報告する。</u> 改定：引用法令等の改正、最新技術の取り込み等により規格の修正を行うこと。 廃止：規格の必要がなくなったため廃止すること。 確認：規格の内容を修正することなく継続して使用できること。	要件に合致する規則等の定めを確認した。承認は令和7年4月2日付けのもの1件であるため、5年経過したものはない。
(4) 評価業務管理 ③民間規格評価機関は、評価委員会の議事録、及び資料並びに評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、<u>その記録を適切に維持管理しなければならない。</u>	【委員会規則】 (記録の作成、保管) 第26条 各委員会は、議事要録を作成し審議経過を記録する。 2. 各委員会は、議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。 <u>また、事務局が保管管理を行う。</u>	要件に合致する規則等の定めを確認し、各委員会の開催後に議事要録が作成されていることを確認した。 また、委員会等で使用した資料は記録として事務局内で適切に保管管理されていることを確認した。
(4) 評価業務管理 ④民間規格評価機関は、<u>評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。</u>	(外部評価) 第27条 民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については、「外部評価等に係る要領」に従い、<u>年1回の有識者により構成された外部評価委員会の外部評価を受けなくてはならない。外部評価の結果を踏まえて、本委員会及びプロセス評価委員会は、必要な改善策等を講じなければならない。</u> 2. 民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、本委員会及びプロセス評価委員会はそれに従うものとする。	要件に合致する規則等の定めを確認し、有識者で構成された外部評価委員会が令和7年4月3日に開催され、評価を受け、加えて、4月21～30日に書面審議が行われ、必要な対応が取られたことを確認した。

【参考】委員会規則等 該当箇所 — 要件（４）評価業務管理②③④

- ②評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも5年に1回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。
- ③民間規格評価機関は、評価委員会の議事録、及び資料並びに評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。
- ④民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。

【委員会規則】 （規格の見直し）

第28条 事務局は、承認された民間規格等が、承認日から少なくとも5年以内に改正、廃止、確認が行われているかを確認し、本委員会へ報告する。

【民間規格等の審議に係る要領】 3.プロセス評価委員会の審議手順 (7)民間規格の見直し

リスト化された民間規格を作成した民間規格等作成団体は、リスト化された時点から少なくとも5年以内に当該規格の改定、廃止及び確認のいずれかによる見直しを行い、その内容について事務局に連絡する。

事務局は、連絡の有無を含め見直し内容を確認のうえ、本委員会へ報告する。

改定：引用法令等の改正、最新技術の取り込み等により規格の修正を行うこと。

廃止：規格の必要がなくなったため廃止すること。

確認：規格の内容を修正することなく継続して使用できること。

【委員会規則】 （記録の作成、保管）

第26条 各委員会は、議事要録を作成し審議経過を記録する。

2. 各委員会は、議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。また、事務局が保管管理を行う。

（外部評価）

第27条 民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については、「外部評価等に係る要領」に従い、年1回の有識者により構成された外部評価委員会の外部評価を受けなくてはならない。外部評価の結果を踏まえて、本委員会及びプロセス評価委員会は、必要な改善策等を講じなければならない。

2. 民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、本委員会及びプロセス評価委員会はそれに従うものとする。

経済産業省による令和 6 年度の適切性確認 (5) 国による指導等

要件	機関の規則・要領等における規定（抜粋）	経産省確認内容
(5) 国による指導等 民間規格評価機関は、<u>国が、民間規格評価機関が要件に従い評価を適切に実施しているかを確認するために行う評価プロセスへの関与を受け入れなければならない。</u>また、この結果を受けた産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会からの意見に基づき<u>国が行う改善指導等に従わなければならない。</u>	【委員会規則】 (本委員会への参加) 第 9 条 <u>関係行政機関の職員は、本委員会に参加することができる。</u> 2. 3. (略) (プロセス評価委員会への参加) 第 17 条 <u>関係行政機関の職員は、プロセス評価委員会に参加することができる。</u> 2. 3. (略) (外部評価) 第 27 条 (略) 2. <u>民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、本委員会及びプロセス評価委員会はそれに従うものとする。</u>	要件に合致する規則等の定めを確認した。各委員会には、経済産業省産業保安・安全グループ保安政策課及び高圧ガス保安室から職員が出席し、評価の適切な実施について確認した。

【参考】委員会規則等 該当箇所 ー 要件（５）国による指導等

（５）国による指導等

民間規格評価機関は、国が、民間規格評価機関が要件に従い評価を適切に実施しているかを確認するために行う評価プロセスへの関与を受け入れなければならない。また、この結果を受けた産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会からの意見に基づき国が行う改善指導等に従わなければならない。

（本委員会への参加）

第 9 条 関係行政機関の職員は、本委員会に参加することができる。

2. 3. （略）

（プロセス評価委員会への参加）

第 17 条 関係行政機関の職員は、プロセス評価委員会に参加することができる。

2. 3. （略）

（外部評価）

第 27 条 民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については、「外部評価等に係る要領」に従い、年 1 回の有識者により構成された外部評価委員会の外部評価を受けなくてはならない。外部評価の結果を踏まえて、本委員会及びプロセス評価委員会は、必要な改善策等を講じなければならない。

2. 民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、本委員会及びプロセス評価委員会はそれに従うものとする。